

会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は東京都文京区立茗台中学校PTAの会（以下本会）と称し、事務局を同校におく。

(目的)

第2条 本会は会員の相互理解と協力によって教育の振興と生徒の人格形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、教育環境の整備・充実
- 2、生徒の福祉厚生増進
- 3、会員相互の親睦ならびに研修の推進
- 4、教育関係団体との協力
- 5、その他本会の目的達成に必要な一切の事業

第2章 会員及び組織

(会員)

第4条 本会の会員は次の者とする。

- 1、東京都文京区立茗台中学校（以下本校）に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる人（以下保護者）とする。
- 2、本校に勤務する教職員

(組織)

第5条 本会は次の組織をもって構成する。

- 1、総会
- 2、役員会
- 3、実行委員会
- 4、常任委員会
- 5、役員候補者指名委員会（以下指名委員会）
- 6、特別委員会
- 7、監査役

8、顧問

第3章 総 会

(総会)

第6条 総会は全会員をもって構成する本会の最高決議機関とし、一定の時期に招集する定期総会と必要がある場合に随時招集する臨時総会とする。

(総会の権限)

第7条 総会の権限は次のとおりとする。

- 1、役員及び監査役の承認
- 2、事業計画及び予算案の承認
- 3、決算及び監査報告の承認
- 4、事業経過及び会計報告
- 5、その他、本会運営に関する重要事項の審議及び承認

(総会の招集)

第8条 総会は次の手続きにより会長が招集する。

- 1、総会を招集するには、その会日の1週間前までに全会員に対し、総会の招集を通知しなければならない。
- 2、総会の招集期間は、全会員がその短縮について同意をした場合は短縮することができる。
- 3、定期総会は毎年5月及び3月に招集する。ただし、総会の承認がある場合はこの限りではない。
- 4、臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、または、全会員の3分の1以上の要求があった場合に招集する。

(総会の決議)

第9条 総会の決議は次のとおりとする。

- 1、議決権は1世帯につき1票とする。
- 2、議決権の総数は、会日における会員資格によって確定する。
- 3、定足数は総議決権の過半数とする。
- 4、委任状は出席とみなす。
- 5、決議は出席者の過半数の賛成をもって成立する。
ただし、別段の定めがある場合はこの限りではない。

第4章 役員会

(役員)

第10条 本会は次の役員をおき、役員は校長とともに役員会を組織し、本会の運営に連帯して責任を負う。

- 1、会長・・・1名（保護者）
- 2、副会長・・・4名（保護者3名、副校長）
- 3、書記・・・3名（保護者2名、教職員1名）
- 4、会計・・・3名（保護者2名、教職員1名）

(役員を選出及び任期)

第11条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。

- 1、保護者の役員は総会において選出する。
- 2、教職員の役員は校長が任命する。
- 3、役員任期は4月1日より3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任した役員補欠として、または、増員により選任された役員任期は選出された日から他の在任役員任期満了日までとする。

(役員任務)

第12条 役員任務は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表する最高責任者とし、会の運営を図るとともに、会員に対してその活動状況を報告し承認を得なければならない。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- 3、書記は本会の庶務を担当する。
- 4、会計は本会の会計事務を担当する。
- 5、役員は各常任委員会に随意出席し会議に参加することができる。

第5章 委員会

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、役員会及び各常任委員会の代表により組織し次の任にあたる。実行委員会は学期毎に開き必要に応じ随時開く。

- 1、事業計画ならびに予算の立案と執行
- 2、会費の減免承認

3、その他本会運営全般に渡る諸事

(常任委員会)

第14条 本会は次の常任委員会をおくこととし、各学級保護者の中から互選により選出した2名以上と校長の推薦する教職員若干名の委員で構成する。

- 1、文化スポーツ委員会
文化スポーツ委員会は、教育環境の整備・充実及び会員相互の研修の推進、スポーツフェスティバルの運営にあたる。
- 2、広報委員会
広報委員会は、広報誌発行ならびに広報活動にあたる。
- 3、学年総合委員会
学年総合委員会は、会員の親睦推進にあたる。
必要に応じて、各学年別に学年委員会を設置することができる。

(指名委員会)

第15条 指名委員会は、役員及び監査役選出に関する諸事を次のとおり行う。

- 1、指名委員会は役員及び学年総合委員により組織し、必要に応じて常任委員から増員することができる。
- 2、指名委員が指名候補となる場合はこの任を解く。
- 3、指名委員会は協議の上、定数以上の役員及び監査役候補者を指名し、就任の同意を得る。
- 4、役員及び監査役に指名され、就任の同意を得た候補者は総会において承認する。

(特別委員会)

第16条 特別委員会は、特別の目的を遂行する必要がある場合に実行委員会の委嘱により構成し、その任にあたる。

第6章 監査役及び顧問

(監査役)

第17条 監査役は、自主独立して本会の会計及び事業内容を監査する。

- 1、監査役は総会において2名以上選出する。
- 2、監査役任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役補欠として、また

は、増員により選任された監査役の任期は選出された日から他の在任監査役の任期満了日までとする。

3、監査役は随意役員会、各種委員会に出席し執行内容を監査することができる。

4、監査役は総会において、監査報告をおこなう。

(顧問)

第18条 顧問は、実行委員会が必要と認めた時に設置する。

1、顧問は実行委員会において承認する。

2、顧問は役員会、実行委員会の諮問に応ずる。

第7章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付その他の収入をもってあたる。

(会費)

第20条 本会の会費は1世帯につき月額650円とする。ただし、特別の事情のあるものは実行委員会に申し出ることにより減免措置を受けることができる。

(会計期間)

第21条 本会の会計期間は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

(細則)

第22条 本会の運営上必要な細則は、会則の範囲内で実行委員会の承認により決定する。

(改正及び執行)

第23条 本会の会則は、総会において出席の3分の2以上の賛成により改定することができる。

(個人情報)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用する

ものとする。

本会則は平成21年3月6日改正、同年4月1日より執行する。

本会則は平成29年4月1日一部改正、同日より執行する。

本会則は平成30年3月9日追記、同年4月1日より執行する。

本会則は令和3年3月5日一部改正、同年4月1日より執行する。

平成21年3月6日 改正

平成29年4月1日 一部改正 (文化委員会の名称変更)

平成30年3月9日 追記 (個人情報追記)

令和3年3月5日 改正 (役員・役員の任期変更)